

特殊詐欺等による被害の防止を図るため、

特殊詐欺等防止機能付き電話機等の購入及び設置に要した経費の一部を補助します

令和 7 年度

特殊詐欺等防止付き電話機の購入の補助を行います

補助対象者が 拡大されました。

満 60 歳以上の方がいる世帯を対象とします。

【補助金を受けられる方（補助対象者）】※補助金は1回限り

- 補助金を申請した日において、満 60 歳以上の者
又は満 60 歳以上の者と同一の世帯に属する者であること
- 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載
されている者であって、現に居住しているものであること
- 世帯員全員が市税等を滞納していないこと
- 暴力団員又は暴力団若しくは
暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

市内のお店でも
購入できるよ！



【対象となる電話機等】

- 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもので、
次のいずれかの機能を備える電話機または電話機の外付け機器
- ① 電話の着信時に、相手方に警告音声を発し通話中にその内容を自動で録音する機能
- ② 迷惑電話番号データベース等を利用して、着信の拒否または警告の表示をする機能

【補助金額】

- 購入・設置費用の3分の2（上限10,000円、100円未満は切り捨て）
（例）14,500円で購入・設置（消費税込み）
 $14,500 \text{円} \div 3 \times 2 = 9,666 \text{円}$ （66円は切り捨て）
補助額 9,600円、個人負担費用は4,900円

【申請期間】

- 令和7年4月1日以降に購入したもので、令和8年1月30日までに申請が必要です。
- 申請総額が予算額を超えた場合は、締め切り前でも募集を終了することがあります。
- 電話機の購入後に市民生活課に申請をお願いします。

※ 申請・請求方法は、市民生活課 生活安全班にお問い合わせ下さい。

【申請窓口・お問い合わせ先】

津久見市役所 市民生活課 生活安全班 電話：0972-82-4111（内114）